

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 3 年 12 月 24 日

鶴岡市長 皆 川 治

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（60 地区）

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 12 月 24 日

### 3. プラン修正理由

別紙の通り

### 4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙の通り

### 5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

### 6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和3年度第4期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	民田	R3.12.24	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人	(15) 15	(13) 13	(2) 2	(0) 0	(15) 15	(11) 11	(1) 0	(3) 4	担い手は十分確保されている。 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。	・作業受委託と機械共同化をさらに進めながら担い手に集落の集積を加速化させ、転作地においては特産物(民田ナス・枝豆)を中心に複合経営を確立させる。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
2	中京田	R3.12.24	・中心経営体の属性変更 1人	(14) 14	(12) 12	(2) 2	(0) 0	(14) 14	(14) 13	(0) 0	(0) 1	担い手は十分確保されている 担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
3	福田	R3.12.24	・中心経営体の属性変更 1人	(11) 11	(10) 10	(1) 1	(0) 0	(11) 11	(10) 10	(1) 0	(0) 1	担い手はいるが十分ではない 担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積しコストダウンを図る。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
4	豊浦地域 (水無・三瀬・由良・小波渡・堅菅沢)	R3.12.24	・今後中心経営体の引受意向面積の変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(8) 8	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する 耕作放棄地を解消する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
5	上郷地域 (石山・楯川原・水沢・広浜・大谷上・大谷下・中山・矢引・中沢・大荒・上京田・金山・山口・竹の浦・草井谷)	R3.12.24	・今後中心経営体の引受意向面積の変更 5人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 3人	(64) 64	(62) 62	(2) 2	(0) 0	(64) 64	(50) 50	(1) 1	(13) 13	担い手はいるが十分ではない 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する 耕作放棄地を解消する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。 ・新規就農者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和3年度第4期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
6	中橋	R3.12.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> </ul>	(17)	(16)	(1)	(0)	(17)	(10)	(0)	(7)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基盤整備未実施地域であることから、1枚当たりの圃場規模が小さいため作業効率が悪く機械の大型化に対応していない。また、U字溝からの灌水であるため 水管理に大変苦労しているため、これから後継者に経営移譲することや賃貸借契約による離農などを考え、どのようにして圃場条件の改善を図るか検討していきたい。</li> <li>・ 水稲主体の経営であり米価下落による農業収入の減少を食い止めるため、枝豆などの園芸作物などを導入した複合経営に取り組めるか検討していきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
7	下興屋	R3.12.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> </ul>	(10)	(9)	(1)	(0)	(10)	(5)	(0)	(5)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。</li> <li>・ 農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。</li> <li>・ 稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。</li> <li>・ 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
8	大山地域	R3.12.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> </ul>	(26)	(24)	(2)	(0)	(26)	(17)	(0)	(9)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。</li> <li>・ 農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。</li> <li>・ 稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。</li> <li>・ 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
9	西郷北部	R3.12.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の属性変更 3人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の削除 4人</li> </ul>	(50)	(45)	(5)	(0)	(50)	(35)	(2)	(13)	担い手は十分ではない	担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西郷北部地域では、水稲・大豆をはじめとする土地利用型農業の振興に重点を置き、地域内の4法人を中心に、地域間分散錯圖の解消を進め、農地を集積し、経営の安定化、地域の農地保全を図ることとし、その取組みエリアは別に定めるとおりとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

令和3年度第4期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
10	西郷地区砂丘畑	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心経営体の追加 7人</li> <li>・中心経営体の属性変更 4人</li> <li>・中心経営体の経営面積変更 4人</li> <li>・中心経営体の削除 11人</li> </ul>	(211)	(208)	(3)	(0)	(211)	(163)	(7)	(41)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね5年後の農地利用意向に農地を一部貸したい等があり、農地の賃貸の検討が必要。</li> <li>・耕作放棄地を作付け可能な圃場に戻す対策が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話し合い等により、担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	メロン、ミニトマト等の園芸作物、畑作物等については個人経営体による経営を継続し、それぞれの経営体において農業所得の向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を活用する。</li> </ul>
				207	204	3	0	207	162	5	40				

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	谷地興屋	R3. 12. 24	・貸付意向農地の追加 1人	(4) 4	(3) 3	(1) 1	(0) 0	(4) 4	(4) 4	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・隣接集落と連携し、離農する農家から農地を借り受け、規模拡大を図り、生産費のコストダウンを目指す ・営農組合は法人化とともに、集落内の離農農家の受け手となる ・規模拡大農家と法人で連携し、生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
2	野田目	R3. 12. 24	・中心経営体の属性変更 1人	(15) 15	(14) 14	(1) 1	(0) 0	(15) 15	(13) 13	(1) 0	(1) 2	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・新規就農を促進していく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
3	千原	R3. 12. 24	・中心経営体の削除 1人	(7) 6	(7) 6	(0) 0	(0) 0	(7) 6	(6) 6	(1) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・堆肥など施肥基準を統一し、高付加価値なこだわり米を地域ブランド米として販売していきたい ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
4	上中野目	R3. 12. 24	・貸付意向農地の追加 1人	(6) 6	(5) 5	(1) 1	(0) 0	(6) 6	(4) 4	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・隣接集落と連携を図りながら、後継者と新規就農者の育成に努め、農地集積を図る ・特別栽培米の生産に取り組み、高付加価値化を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
5	下蛸井	R3. 12. 24	・中心経営体の経営面積の変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(7) 7	(7) 7	(0) 0	(0) 0	(7) 7	(6) 6	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・水稲の特別栽培にも積極的に取り組んでいき高付加価値化を図る ・今後も農地の移動が予想されるため、集落で計画的に引き受けていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
6	下川尻	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の経営面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 4人	(6) 6	(5) 4	(1) 2	(0) 0	(6) 6	(4) 4	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者					
7	関根	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(12) 11	(11) 10	(1) 1	(0) 0	(12) 11	(9) 8	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>大豆機械利用組合が組織化されており、播種、中耕培土、刈取を共同作業で行っている</li> <li>新規就農を促進していく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
8	宮東	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者やこれから地域を担っていく後継者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>後継者(新規就農者)同士で連携し、労働力調整するとともに生産技術や経営技術の習得をもとに目指す</li> <li>水稲の特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値を实践していく。また他の作物においても付加価値農業を展開していく</li> <li>大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
9	下通	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(14) 14	(14) 14	(0) 0	(0) 0	(14) 14	(13) 13	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで集落でまとまって大豆の団地化(ブロックローテーション)に力を入れてきたが、今後とも継続して取り組んでいく</li> <li>農地の条件整備や環境保全活動に取り組んでいく</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集約し、生産性の向上を図る</li> <li>特別栽培の拡大により、高付加価値化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
10	和名川	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(10) 10	(9) 9	(1) 1	(0) 0	(10) 10	(9) 9	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
1	中川代	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(24) 24	(23) 23	(1) 1	(0) 0	(24) 24	(19) 19	(2) 2	(3) 3	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>水稲を中心としながら、畑作との複合経営の安定化を図る。</li> <li>耕作放棄地の利用を拡大し、月山麓の畑団地の活用を図る。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>中山間地域の耕作放棄地を活用し付加価値農業を展開する。</li> <li>地域の中心となる経営体と新規就農者が連携し、労働力、生産技術、経営管理技術などお互いに不得意分野を教えあう。</li> <li>中心となる経営体、その他の農家、新規就農者が協力し産直などの6次産業化を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
2	玉川・清水	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 3人</li> </ul>	(9) 11	(9) 11	(0) 0	(0) 0	(9) 11	(8) 9	(0) 0	(1) 2	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>農業者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
3	戸野・十文字・坂ノ下	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 5人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 8人</li> <li>貸付意向農地の追加 10人</li> </ul>	(4)	(4)	(0)	(0)	(4)	(3)	(0)	(1)	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し生産性向上を図り、利益の確保を図る。</li> <li>中心となる農業者を地域で育てる環境整備を行なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
				9	8	1	0	9	6	0	3				
4	町屋・染興屋・川行	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の面積の変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(18)	(18)	(0)	(0)	(18)	(8)	(0)	(10)	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
				18	18	0	0	18	8	0	10				
5	小増川	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>集積契約から中間管理機構契約への変更 1人</li> </ul>	(2)	(2)	(0)	(0)	(2)	(2)	(0)	(0)	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積し、生産のコストダウンを図ると共に水利の有効化を図る。</li> <li>新規就農者の勧誘を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
				3	2	1	0	3	3	0	0				

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
6	狩谷野目	R3. 12. 24	・集積契約から中間管理機構契約への変更 4人	(10) 10	(9) 9	(1) 1	(0) 0	(10) 10	(9) 9	(1) 1	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・規模拡大農家や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・法人化とともに、地域内農地の保全を積極的に進め有効利用し、付加価値農業を展開する。</li> <li>・経営体の連携を図り、労働力調整とともに、生産・経営管理の技術向上を推し進める。</li> <li>・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付と共に労働力の提供や知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
7	赤川	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心経営体の追加 1人</li> <li>・中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>・集積契約から中間管理機構契約への変更 2人</li> </ul>	(4) 5	(4) 5	(0) 0	(0) 0	(4) 5	(4) 5	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・水稻を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を図る。</li> <li>・法人化を目指し規模拡大を図る。</li> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・営農組合は法人化と共に、耕作放棄地を再利用した付加価値農業を展開。</li> <li>・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は農地の貸付・水管理・集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知識を活かした助言を行う。</li> <li>・低コスト、直播、機械の共同利用など。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
8	東荒川	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>・集積契約から中間管理機構契約への変更 1人</li> </ul>	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(6) 6	(0) 0	(2) 2	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・水稻を中心としながら、大豆、野菜等との複合経営の安定化を図る。</li> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は農地を貸付、水管理、オペレーター等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
9	金森目	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積の変更 1人</li> <li>集積契約から中間管理機構契約への変更</li> </ul>	7	6	1	0	7	6	0	1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> <li>耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>中心となる経営体へ農地を集約し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付、水管理、集落の水路・草管理を担う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
10	猪俣新田・中屋	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更</li> <li>集積契約から中間管理機構契約への変更</li> </ul>	9	9	0	0	9	5	0	4	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>水稲を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を図る。</li> <li>新規就農者や規模拡大希望の農家へ農地を集め、生産のコスト低減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
11	細谷・押口	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>集積契約から中間管理機構契約への変更 1人</li> </ul>	9	6	3	0	9	9	0	0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農家へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>地域として、有機・特別栽培等の高付加価値の米生産をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
12	松ヶ岡	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 1人 ・集積契約から中間管理機構契約への変更 1人	(16) 17	(12) 13	(4) 4	(0) 0	(16) 17	(16) 17	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・水稻を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を図る。</li> <li>・法人化を目指し経営規模の拡大を目指す。</li> <li>・水稻については、集落の内外を問わず、規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・また、水田の区画が小さいので、将来、再整備の実施を検討する。</li> <li>・農業者同士連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。また、今後、定年帰農者が増える見込みであり、若年の新規就農者を確保し、水稻以外の果樹、畑作を含めて地域農業の活性化を図る。</li> <li>・女性農業者を中心に直売所、干柿加工、笹巻き作り等に取り組んでいるが、松ヶ岡の観光面との連携を深め、更なる拡充を目指す。</li> <li>・地域内の全戸を組合員とする農事組合法人松ヶ岡農場の地域農業に果たす役割について検討してゆく。</li> <li>・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、農用地の環境保全、集落内での共同作業等の役割を担うとともに、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>	
13	鎌田	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 1人 ・集積契約から中間管理機構契約への変更 1人	(10) 11	(10) 11	(0) 0	(0) 0	(10) 11	(10) 11	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積、集約化する。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>	
14	今野	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 2人 ・集積契約から中間管理機構契約への変更 2人	(8) 10	(8) 10	(0) 0	(0) 0	(8) 10	(8) 10	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積、集約化する。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> <li>・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>	

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
15	三軒屋	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 1人 ・集積契約から中間管理機構契約への変更 1人	(3) 4	(2) 3	(1) 1	(0) 0	(3) 4	(2) 3	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圃を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・地域の農家と連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
16	山荒川	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 1人 ・集積契約から中間管理機構契約への変更 1人	(5) 6	(4) 5	(1) 1	(0) 0	(5) 6	(5) 6	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圃を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農事組合法人への農地集積を図り、低コスト化を推進していく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
17	上野新田	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 1人 ・集積契約から中間管理機構契約への変更 5人	(18) 19	(17) 18	(1) 1	(0) 0	(18) 19	(15) 16	(1) 1	(2) 2	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圃を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・水稲は、集落内外を問わず規模拡大をしていく。 ・農機具の共同利用などのコストダウンを図る。 ・農業者同士の共同作業などでコストダウンを図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
18	西荒川	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 1人 ・集積契約から中間管理機構契約への変更 1人	(13) 14	(13) 14	(0) 0	(0) 0	(13) 14	(11) 12	(0) 0	(2) 2	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積、集約化する。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、経営費のコストダウンを図る。</li> <li>・中心となる経営体と共に集落内で作業の効率化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
19	白山	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 1人 ・集積契約から中間管理機構契約への変更 1人	(5) 6	(4) 5	(1) 1	(0) 0	(5) 6	(5) 6	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積、集約化する。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・規模拡大農業者に農地集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
20	松尾・石野新田	R3. 12. 24	・集積契約から中間管理機構契約への変更 1人	(11) 11	(9) 9	(2) 2	(0) 0	(11) 11	(10) 10	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積、集約化する。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・規模拡大農業者に農地集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
21	中里	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積の変更 2人	(5) 6	(5) 6	(0) 0	(0) 0	(5) 6	(5) 6	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・集落農業者の高齢化に伴い、地域の農業の担い手への集積が図られ持続可能な農業経営を実践するため、新規就農者を中心とした法人化に向けた取り組みを行う。</li> <li>・農地中間管理機構へ農地を貸し付け、新規就農者が中心となった法人への集積を行い、将来にわたって持続可能な農業経営を行い、次世代につないでいく。</li> <li>・生産品目の明確化による複合経営を行い、高付加価値化を加えたうえで、6次産業化に向けた取り組みを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
22	東山	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 2人 ・集積契約から中間管理機構契約への変更 2人	(4) 6	(4) 6	(0) 0	(0) 0	(4) 6	(4) 6	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積、集約化する。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・新規就農を募り、園芸・花などの複合化を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
23	月山ろく11-3団地	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 1人 ・経営面積の変更 11人	(41) 42	(36) 37	(5) 5	(0) 0	(41) 42	(36) 37	(2) 2	(3) 3	<p>月山ろく11-3団地は中山間地に位置した畑団地で、羽黒地域はもとより、庄内地域の複数地区から耕作者が集まっている。</p> <p>規模拡大意向の経営体はあるが、更なる高齢化を考えると、若手の中心経営体への集積・集約と、受け皿となる組織化等を早急に進めて行く必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手はいるが十分ではないため、話し合い活動等により若手農業者への農地の集積・集約化を図る。</li> <li>・輪作体系の推進を図るため、受け皿となる組織化等を検討する。</li> <li>・観光農業や小麦など各種農産物の「月山高原ブランド」化も視野に入れ、将来の農地利用のあり方を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月山ろく11-3団地の地域農業のあり方を推進する体制整備に取り組む。</li> <li>・出羽三山・月山高原・松ヶ岡等と連携し、景観も活用した観光農業に取り組む。</li> <li>・地域内畜産農家と連携した循環型農業を推進し、高品質な農作物の栽培に取り組む。</li> <li>・農地中間管理機構を活用した農地流動化に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	上山添	R3. 12. 24	・中心経営体の属性変更 1人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(10) 9	(0) 0	(2) 3	・担い手はいるが十分ではない ・担い手に集積・集約化する	・集落内の認定農業者等個人の担い手へ農地を利用集積又は農作業委託を行う ・個別農家が規模拡大していく方向。集積に当っては生産組合全体で調整を図る ・ハウス等を利用した園芸作物等の栽培、販売により、高齢者・女性等の労働の場を提供する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
2	西荒屋	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 3人	(24) 25	(24) 25	(0) 0	(0) 0	(24) 25	(21) 22	(0) 0	(3) 3	・担い手は十分確保されている ・担い手の分散錯圖を解消する	・観光果樹園の取り組みや産直・加工施設の活用により、今後とも農産物の高付加価値化、6次産業化に努める ・中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稲の生産費のコストダウンを図りつつ、その他の農業者は果樹経営に専念していく ・水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
3	西片屋	R3. 12. 24	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の経営面積変更 3人 ・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(16) 16	(15) 15	(1) 1	(0) 0	(16) 16	(15) 14	(0) 0	(1) 2	・担い手はいるが十分ではない ・担い手に集積・集約化する	・水稲について、その他の農業者の労力と連携しながら、(農)西片屋ふぁーむ及び認定農業者が中心となって農地の集積を図り、高品質の米づくりを推進する ・果樹(さくらんぼ)については、施設の更新、観光果樹園のPR、高付加価値化、6次産業化等の取組を通じて、地域全体の収益向上に繋ぐ ・野菜等の生産、販売の取組を通じて、転作からの所得確保に努める	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
4	丸岡	R3. 12. 24	・中心経営体の追加 1人 ・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(8) 9	(8) 9	(0) 0	(0) 0	(8) 9	(7) 8	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない ・担い手に集積・集約化する	・中心となる経営体は、受け皿となれる条件整備を促進する ・新規就農者への農地の集積も必要であり、現存施設の有効利用、中心となる経営体へ農地を提供した農業者から、水利管理などへの参加を求め、集落内での絆を維持する ・作業の効率化を目的とする農地の交換等は、所有者の理解を得ながら、可能なところは検討する ・地域の農業者の意向調査を基にした現状把握であり、今後の社会の変化に伴い随時見なおすものとする	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
5	三千刈	R3. 12. 24	・中心経営体の経営面積変更 1人	(10) 10	(9) 9	(1) 1	(0) 0	(10) 10	(9) 9	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯圃を解消する	・果樹・野菜の高付加価値農産物の生産に取り組み、複合経営の確立をする ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6	黒川上	R3. 12. 24	・中心経営体の経営面積変更 3人	(18) 18	(17) 17	(1) 1	(0) 0	(18) 18	(14) 14	(0) 0	(4) 4	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開 ・新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
7	黒川中	R3. 12. 24	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(15) 15	(15) 15	(0) 0	(0) 0	(15) 15	(9) 8	(0) 0	(6) 7	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、コストダウンを図る ・水稲・野菜・果樹等の複合化経営を図る ・小規模農家が集約して法人化を目指す	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
8	黒川下	R3. 12. 24	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の経営面積変更 2人	(26) 25	(23) 22	(3) 3	(0) 0	(26) 25	(23) 23	(0) 0	(3) 2	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
9	松根	R3. 12. 24	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(10) 9	(9) 8	(1) 1	(0) 0	(10) 9	(9) 8	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・稲作については特定の中心的経営体に農地の集約が進み、コストダウンが図られる方向に進む ・地区産米のブランド化(高付加価値化)を模索し、収益の増加に繋げる ・加工・流通業者や産直施設との連携の進展	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
10	宝谷	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(6)	(5)	(1)	(0)	(6)	(3)	(0)	(3)	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域にあった方法で生産組合・認定農業者を中心に農地の利用集積または、農作業受委託を行い規模拡大を図る。</li> <li>・転作についてはそばを中心に取組み、引き続き団地化と集団化を図りながら組織活動の活性化に努め、良食味そばを安定生産する。</li> <li>・宝谷そば生産組合は、現在玄そばの販売のみであるが、そば粉での販売や更なる商品開発を模索しており6次産業化を推進していく。また、作業者の高齢化により、施肥の省力化の検討や組織の法人化も視野に入れた取り組みを展開していく。</li> <li>・そばの高品質化を目指し規格外品を出さないよう適期刈取り及び調整方法の適正化を強化しブランド品を生産・販売する事を目標に頑張る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
				6	5	1	0	6	3	0	3				
11	櫛代	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心経営体の追加 1人</li> <li>・中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 2人</li> <li>・貸付意向農地の追加 3人</li> </ul>	(18)	(16)	(2)	(0)	(18)	(16)	(0)	(2)	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心的経営体への農地の集積と生産費のコストダウンを図る</li> <li>・地域の特性(きれいな水、中山間)を生かした作物の栽培と生産技術、経営手腕の向上を図り、高付加価値農業を目指す</li> <li>・その他の農業者は、中心的経営体と連携して地域の財産(農業用道水路)の維持管理に協力するなど、補充的農業従事者として地域に関わる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
				19	17	2	0	19	17	0	2				
12	田代	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心経営体の削除 2人</li> <li>・中心経営体の経営面積変更 10人</li> </ul>	(43)	(41)	(2)	(0)	(43)	(30)	(0)	(13)	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻を中心に複合経営を進める</li> <li>・農業機械の共同購入、共同所有をし、稼働率向上を計り経営改善に努め経費の削減を図る</li> <li>・集落内の認定就農者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
				41	39	2	0	41	30	0	11				
13	馬渡	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心経営体の追加 1人</li> <li>・中心経営体の経営面積変更 7人</li> <li>・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人</li> <li>・貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(19)	(18)	(1)	(0)	(19)	(15)	(0)	(4)	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・馬渡生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める</li> <li>・集落内の認定農業者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する</li> <li>・特別栽培米の生産拡大に取組み、付加価値の向上に努める</li> <li>・ヘリコプター防除の効率利用やコントリーエレベーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
				20	19	1	0	20	16	0	4				

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(朝日地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	東岩本	R3.12.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後中心経営体の引受意向ある耕作面積の変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(16) 16	(13) 13	(3) 3	(0) 0	(16) 16	(12) 12	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。</li> <li>新規青年就農者に農地を集積していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
2	本郷	R3.12.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>今後中心経営体の引受意向ある耕作面積の変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(28) 27	(26) 25	(2) 2	(0) 0	(28) 27	(10) 10	(0) 0	(18) 17	担い手はいるが十分ではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。</li> <li>複合経営に取り組み、利益の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
3	名川	R3.12.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>今後中心経営体の引受意向ある面積の変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(15) 16	(14) 14	(1) 2	(0) 0	(15) 16	(7) 8	(0) 0	(8) 8	担い手はいるが十分ではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。</li> <li>複合経営に取り組み、利益の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	

令和3年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(温海地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	温海地域	R3.12.24	・中心経営体の経営面積変更 6人	(40)	(36)	(4)	(0)	(40)	(25)	(0)	(15)	担い手はいるが十分でない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する。</li> <li>・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> <li>・耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温海地域は山間地が多いため、条件のよい農地については、規模拡大志向の農業者や新規就農者へ農地を集積する。</li> <li>・認定農業者や(農)かすみ等を優先して集積させ、集約できない農地はあつみ農地保全組合と協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構を活用した農地集積・集約を推進する。</li> </ul>
				40	36	4	0	40	25	0	15				